



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

東映アニメーション株式会社  
代表取締役社長 高木 勝裕  
( J A S D A Q コード番号 : 4 8 1 6 )  
問い合わせ先 取締役 木下 浩之  
電話番号 0 3 - 5 3 1 8 - 0 6 3 9

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第76期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 本店の所在地を、実質的な本社機能が存在する東京都中野区に変更するものであります。  
この変更につきましては、平成26年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、取締役会の招集権者及びその議長を取締役会長から取締役社長に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります

#### 3. 日程

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成26年6月26日(予定) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成26年6月26日(予定) |

(ただし、定款第3条(本店の所在地)の変更は、平成26年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じます。)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 本社は本店を東京都<u>練馬区</u>に置く。</p> <p>第4条～24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 本社は本店を東京都<u>中野区</u>に置く。</p> <p>第4条～24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成26年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</u></p> |